

[事案 2023-263] 転換契約無効請求

・令和 6 年 5 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 6 月に契約した終身保険（契約①）を、令和元年 8 月に認知症保険（契約②）に一部転換したが、以下の理由により、転換を無効として契約②の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約②の内容を、引き継いだ新しい募集人に調査してもらったところ、契約②は、契約①の基本保険金額を 300 万円から 150 万円に減じ、それによって生じた転換価格を補填する形で加入していたことが判明した。認知症保険に加入した認識はあるが、契約①の保障額を減じ、転換価格を補填した認識はなかった。それを理解していれば、絶対に転換していない。
- (2) 転換時、69 歳で認知症の症状が出ており、募集人は契約の際に配偶者を同席させるべきだった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対し、設計書等を用いて、契約①の一部を転換し、転換価格を契約②に充当して加入することを説明している。
- (2) 70 歳未満については高齢者ルールの適用外であり、配偶者の同席を求めなくても問題ない。
また、転換時、申立人に認知症の症状が出ていた事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。